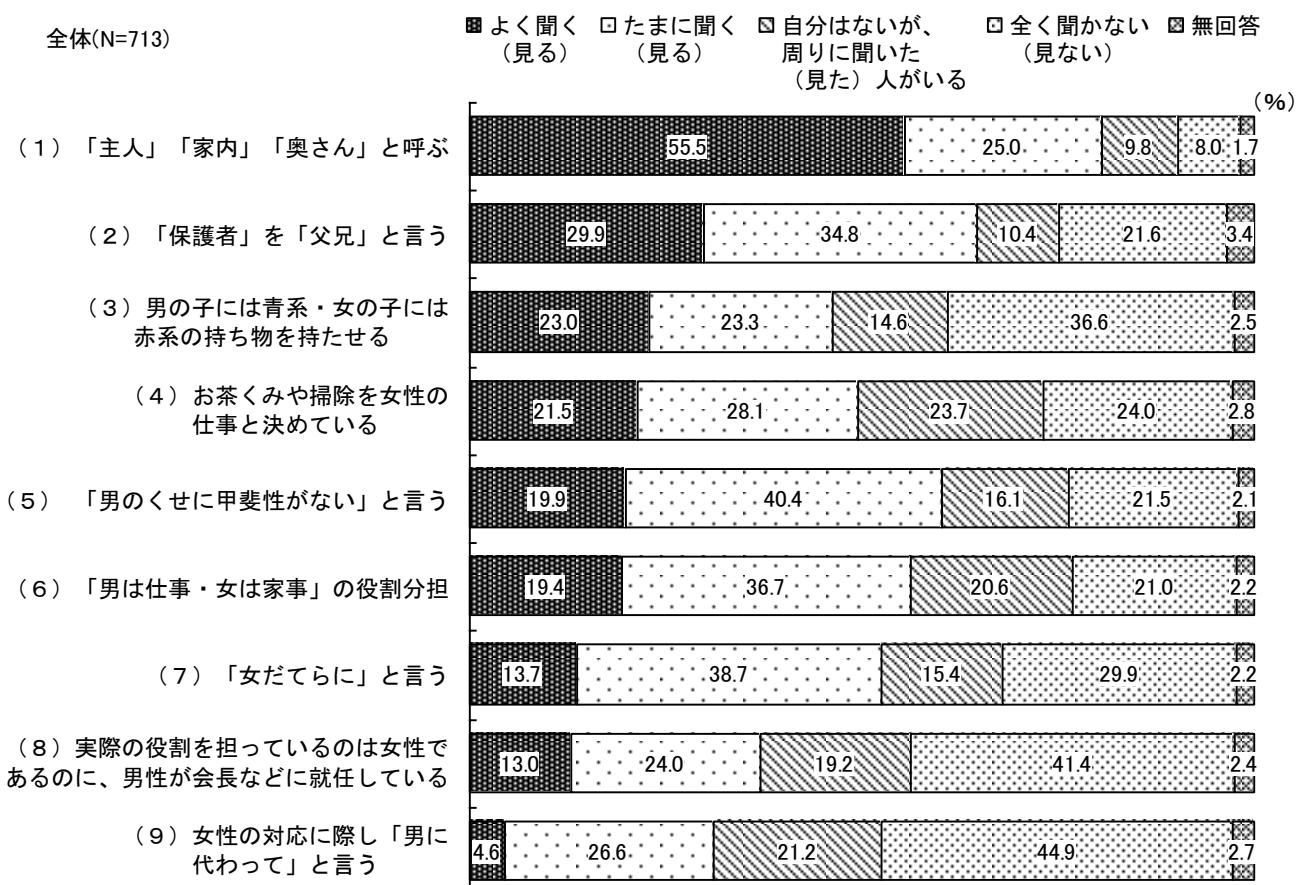


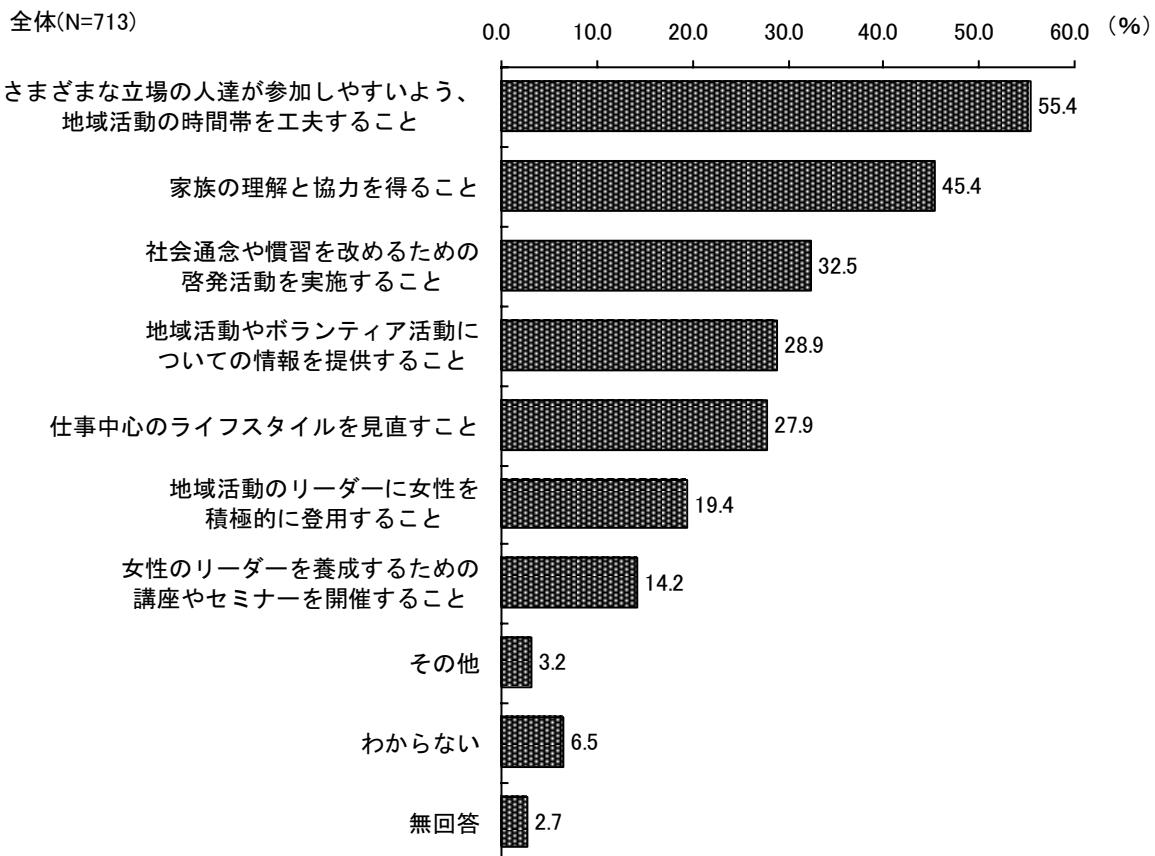
資料編

【1】男女共同参画に関するアンケート調査結果（抜粋）

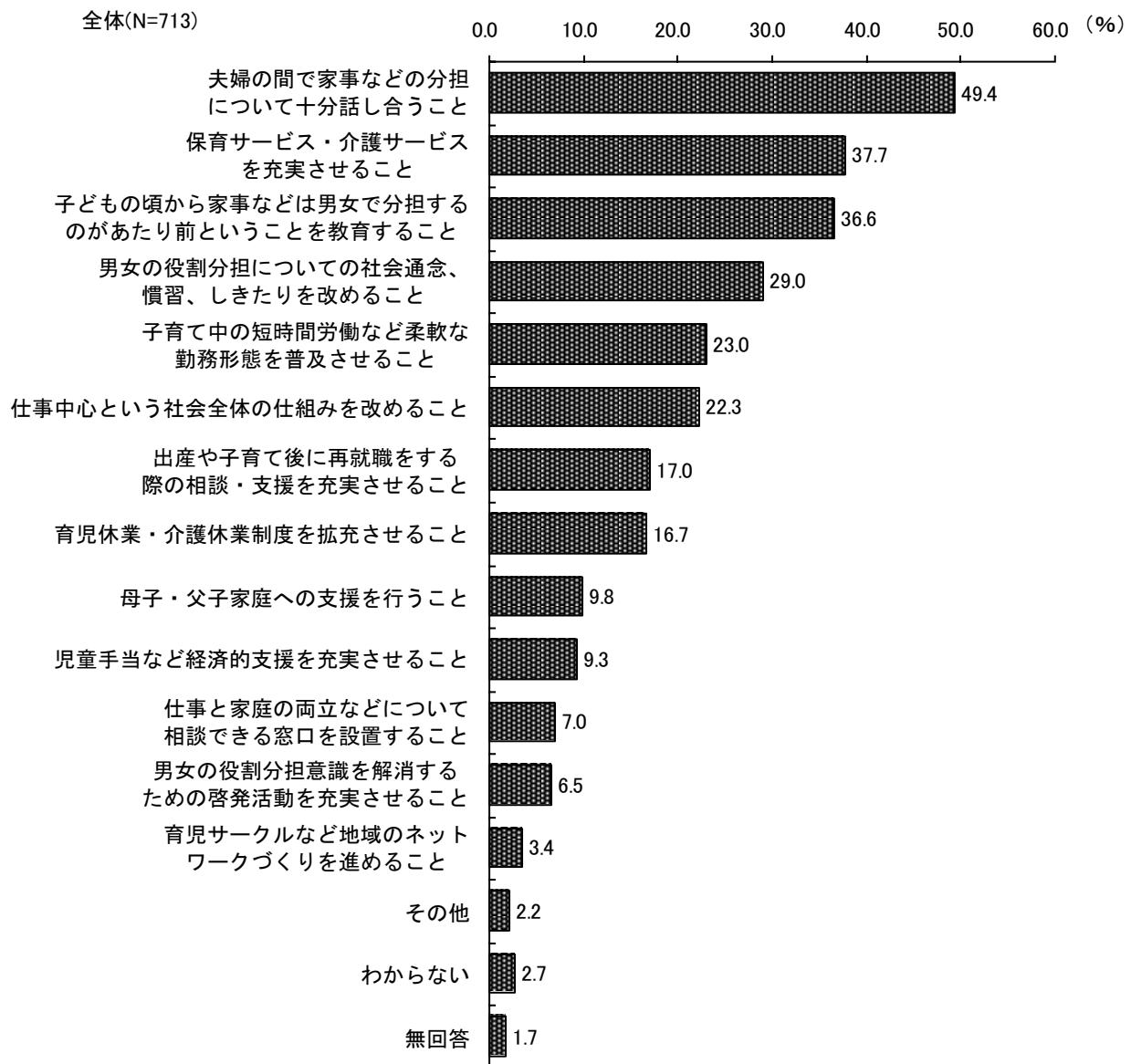
問3. あなたの周りでは、次にあげることを聞いたり、見たりすることがありますか。
(○は項目ごとに1つ)



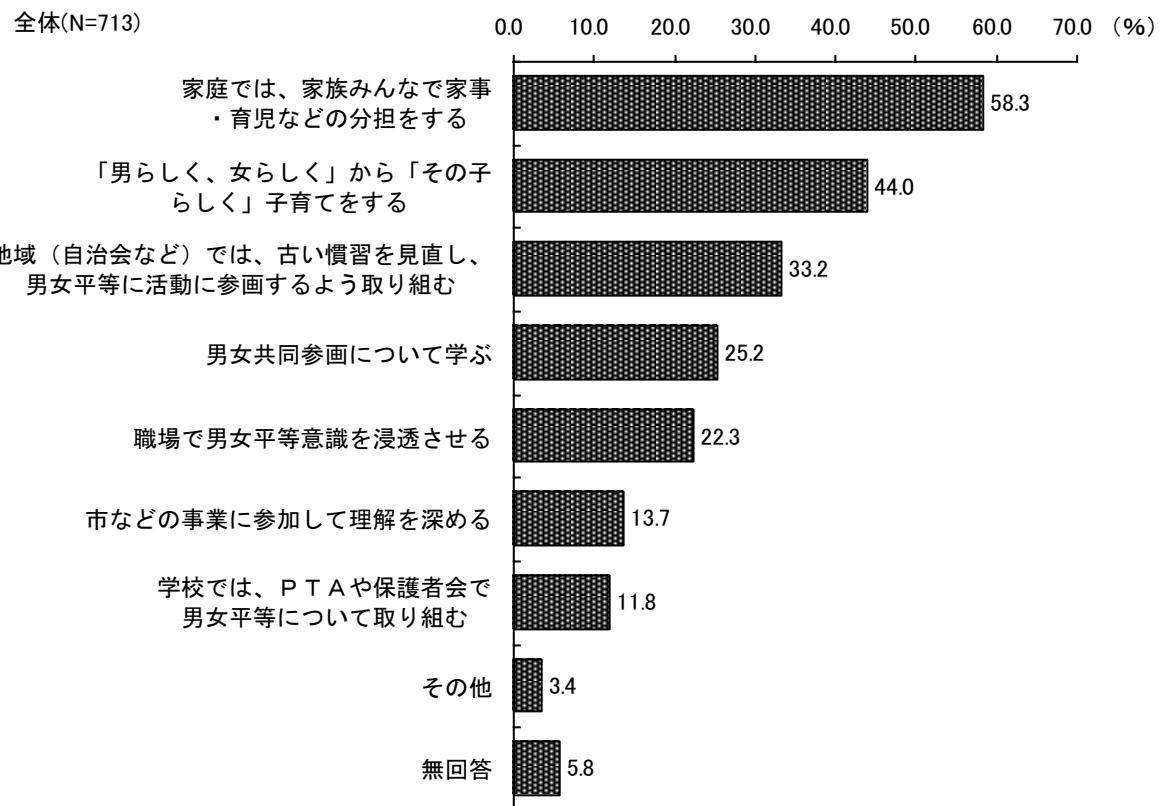
問13. 地域社会において、男女共同参画を積極的に進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)



問14. あなたは、男女が共に仕事と家庭を両立させていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)



問15. 男女共同参画は、私たち一人ひとりの身近な課題です。まず自分にできることから始めることが大切ですが、あなたは、何をしようと思いますか。
(○はいくつでも)



問16. 男女共同参画に関して、ご意見・ご感想や市への要望などがございましたら、ご自由にご記入ください。(抜粋)

20歳代

- ・男女が平等であるということは、男らしさ、女らしさを認めてお互いが助け合った社会を形成することだと思う。(女性、20歳代)
- ・男女共同参画の意識は、浸透しつつあると思います。(男性、20歳代)
- ・刑法上の差別、特に痴漢冤罪が問題。「女性であるから」「かよわいから」という立場で女性優位の法解釈がなされるのは、男性に対する差別ではないだろうか。(男性、20歳代)
- ・今、1歳の子どもを育てています。子どもが生まれるまでは、男女共同参画のことを考えることはませんでした。育休後、仕事に復帰してはじめて周りのサポートがないと働けないと実感しています。(女性、20歳代)
- ・共働きが増えている中で、男性も家事や育児に携わっているようだが、やはり女性の方が負担が大きいと思う。(女性、20歳代)
- ・女性の地位向上や能力開発の講習や研修があるが、「女性は男性に比べて劣っている」という思い込みが感じられます。もっと自然に男女平等にならないものでしょうか。(女性、20歳代)

30歳代

- ・我が家では、育児はそこそこ協力してもらっています。男性は、家事・育児は基本的に女性がするものという意識があるように思えます。3割程度の協力には応じるが、5割程度を要求すると機嫌が悪くなるようです。(女性、30歳代)
- ・私は女性の多い職場になります。育児休暇等会社の福祉厚生は充実しています。男女共同参画を早い段階から教育をした方がよいと思います。(男性、30歳代)
- ・男女共同参画とは「男女が全く同じことをする」とは違うと思います。男性に向かない仕事、女性に向かない仕事があるのが当然です。多種多様な人間関係を受け入れられる寛容な社会を目指すべきだと思います。(女性、30歳代)
- ・社会の中で、男女の差があることを実感しています。夫の職場では、育児休暇はもちろん、子どもの行事に参加するために休暇願を出しても理解してもらえませんでした。(女性、30歳代)
- ・家事、育児は分担するのではなく、できる方がするべきだと思います。女性の良いところ、男性の良いところを大切にしていきたいです。(女性、30歳代)
- ・男女平等は、子どもの時から教える必要がある。しかし、男女平等だからといって職場で頑張りすぎる女性を見かける。体や心、感情までが同じ(平等)ではないということも知る必要がある。(男性、30歳代)

40歳代

- ・「男らしく、女らしく」をもっと深く考えなおすべきではないでしょうか。私は男ですが、女性はものすごくすぐれていると思います。特に、子育てや介護については、人を包み込んでくれる温かさを感じます。母性本能だと思います。（男性、40歳代）
- ・男女の特性を全く無視して、男女平等などはありません。行き過ぎた平等ではなく、バランスのとれた男女共同参画を期待します。（女性、40歳代）
- ・男女共同参画というが、職場の給与面では、まだまだ男女差があるのが現実である。（男性、40歳代）

50歳代

- ・男女共同参画で何？今まで、聞いたことがありません。（性別不明、50歳代）
- ・以前よりも、男女共同参画の意識が高まったように思えますが、男女の意識は変えづらいものがあります。子どもの時からの教育が大事だと思います。（男性、50歳代）
- ・男性は、仕事が忙しく家事を手伝うことは難しいと思います。我が家は、自営業で、365日仕事中心で夫婦生活をしています。結局、家事は私がやらなくてはいけません。元気で働けることが幸せだと実感しています。（女性、50歳代）

60歳代

- ・各地域で意識を持ってもらうように、いろいろな集会を開いてほしい。（男性、60歳代）
- ・男女平等などという思想が社会をおかしくしている。なんでも平等というから少子化や荒れた社会ができたと思う。個人々が思いやりや助け合い精神があれば、男女共同参画などということもない。（女性、60歳代）
- ・すべての職種に男女平等は難しいと思う。例えば、重量物を扱う仕事に女性は不向きである。深夜の仕事も同様である。（男性、60歳代）

70歳以上

- ・私たち高齢者には考えさせられる問題です。若いころから、男女共同参画のことは大いに関心がありました。しかし、女の思う通りにはなりませんでした。現在は、徐々に浸透しつつあるようです。（女性、70歳以上）
- ・男女共同参画が図れるよう行政として市民参加を啓発する施策が必要。（男性、70歳以上）
- ・男女共同参画社会の基本理念等は、浸透しつつあると思う。今後、広報等を通じて啓発活動が必要であろう。（性別不明、70歳以上）
- ・男女平等を強調することは大切なことですが、子どもが幼いころは女性を中心なって子育てをすることが理想だと思います。（性別不明、70歳以上）

【2】南国市男女共同参画推進委員会 委員名簿

構成区分	所 属	氏 名	役 職
学識経験者 (2名)	高知工業高等専門学校 総合科学科 教授	いけや えりこ 池谷 江理子	委員長
	(財) 高知県人権啓発センター 研修啓発課長	よしもと ちふみ 吉本 千史	
団体代表 (5名)	南国市農業協同組合 女性部長	たかはし さちこ 高橋 幸子	
	南国市商工会 女性部長	しらやま さなえ 白山 早苗	
	南国市地域包括支援センター 所長	なかむら さち 中村 さち	
	南国市連合婦人会 会長	はぎの あきこ 萩野 昭子	
	人権擁護委員	さわむら まさひこ 澤村 正彦	副委員長
市民代表 (4名)		なかた よしこ 中田 欣子	
		なかの きよこ 中野 聖子	
		のむら とよこ 野村 豊子	
		たしま よしこ 田島 徳子	
学校現場 (1名)	長岡小学校校長	やまもと じゅんいち 山本 淳一	
市職員 (8名)	総務課 課長補佐兼総務係長	しまもと かえ 島本 佳枝	
	総務課 職員係長	なかむら しゅんいち 中村 俊一	
	企画課 課長補佐兼企画調整係長	なかじま あきら 中島 章	
	長寿支援課 介護保険係長	ふるた のぶあき 古田 修章	
	保健福祉センター 地域保健係長	いわい さちよ 岩井 幸代	
	商工観光課 課長補佐兼商工観光係長	わかえだ みのる 若枝 実	
	福祉事務所 次長兼社会係長	たのうち りか 田内 理香	
	学校教育課 学校教育指導係長	いとう かずゆき 伊藤 和幸	
オブザーバー (1名)	高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課チーフ (男女共同参画担当)	もり ゆうこ 森 優子	

平成24年(2012年)3月31日現在

【3】男女共同参画関連の年表

年次	世界の動き	国内の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定（国際連合総会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「総理府婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進本部会議」開催
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正（離婚後の氏の選択）
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正（配偶者の法定相続分引上げ等）
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法改正（国籍の父母両系主義確立） ・「女子差別撤廃条約」批准
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・国民年金法の改正（女性の年金権確立）
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び 結論」採択 	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ・「育児休業法」の公布（施行1992）

年次	世界の動き	国内の動き
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣誕生
1993年 (平成5年)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」公布 中学校で家庭科の男女共修の開始
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> 高校で家庭科の男女共修の開始 総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」の成立 「ILO156号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等法」施行 「労働基準法」一部改正施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行
2000年 (平成12年)	・国際連合特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに成果文書」採択	<ul style="list-style-type: none"> 「介護保険法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同参画週間」決定
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「男女共同参画会議」を 内閣府に設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布・施行
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布 「少子化社会対策基本法」公布

年次	世界の動き	国内の動き
2004 年 (平成 16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部改正・施行
2005 年 (平成 17 年)	・第49回国際連合婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006 年 (平成 18 年)		・「男女雇用機会均等法」改正
2007 年 (平成 19 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008 年 (平成 20 年)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定
2009 年 (平成 21 年)		・男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 ・男女共同参画のシンボルマーク決定 ・児童福祉法の一部改正 ・「育児・介護休業法」の改正 ・「子ども・若者育成支援推進法」公布
2010 年 (平成 22 年)		・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011 年 (平成 23 年)		

【4】男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月23日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二條 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議、附則省略

【5】高知県男女共同参画社会づくり条例

高知県男女共同参画社会づくり条例

高知県条例第 60 号

目次

前文

第1章総則（第1条－第6条）

第2章基本的な取組（第7条－第17条）

第3章性別による人権侵害の禁止等（第18条－第20条）

第4章苦情等の申出の処理（第21条）

第5章こうち男女共同参画会議（第22条－第27条）

第6章雑則（第28条）

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一歩一歩前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関する双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画を推進する取組（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に実施する責務を有します。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等と共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第 13 条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第 14 条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第 17 条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第 21 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員（以下この条において「苦情調整委員」といいます。）を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第 2 項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第 25 条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として 2 名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第 22 条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議（以下「参画会議」といいます。）を置きます。

(任務)

第 23 条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 24 条 参画会議は、委員 15 人以内で組織します。

(委員)

第 25 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第 2 号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 26 条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第 6 章 雜則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているうち男女共同参画プランは、第 7 条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

(地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和 28 年高知県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表 第 2 中

「女性相談員」を「女性相談員男女共同参画苦情調整委員」に改める。

【6】南国市男女共同参画推進条例

南国市男女共同参画推進条例

平成 23 年 6 月 27 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、南国市(以下「市」という。)における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、女のいづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は相手に不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある男女間での身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担の意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力しあい、社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすること。
- (5) 男女が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動や学習機会の充実など、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画についての理解を深め、自ら積極的に参画し、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、積極的改善措置を講じ、男女の雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護などの家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、南国市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するときは、市民の意見を反映しなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(調査研究等)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定のために、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第10条 計画の策定及びその実施の推進を図るため、南国市男女共同参画推進委員会を設置する。

(規則委任)

第11条 南国市男女共同参画推進委員会の組織及び運営については、別に規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。